

1 問ごとに条文を必ず確認！！

逐条都市再開発法に書き込みをする

※問題番号の横の数字は出題年-出題 No

[No. 1]25-34

正解 2

1. ○ 都再法第 44 条。
→土地の持分を入れると参加組合員の議決権は強大なものになり、他の組合員が対抗できなくなってしまう。
2. × 都再法第 9 条第五号より、参加組合員に関する事項は定款に定める。
3. ○ 都再法第 21 条、同法施行令第 6 条第一号。
4. ○ 都再法第 30 条、第 33 条、同法施行令第 20 条第 1 号第一号。

<参考>都再法施行令

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更に関する特別議決事項)

第 20 条 定款の変更のうち法第 33 条の政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

- 一 参加組合員に関する事項の変更
- 二 費用の分担に関する事項の変更 ←一緒に覚えておこう！
- 三 総代会の新設又は廃止

[No. 2]16-33

正解 1

1. × 都再法第 21 条、都再法施行令第 6 条より、参加組合員となれるものは資力信用を有する者等で、施行地区内の関係権利者の優先性が法に規定されている訳ではない。
2. ○ 都再法第 37 条第 1 項より、定款に特段の定めがある場合は、1 を超えることができる。
3. ○ 都再法施行令第 21 条第 1 項。
4. ○ 都再法第 24 条第 1 項。

[No. 3]23-35

正解 1

1. ○ 都再法第 9 条第七号。第 24 条第 1 項。
2. × 都再法第 24 条第 2 項。
3. × 都再法第 23 条第 2 項より、理事の互選で決める。→監事は役員ではあるが理事ではない。
理事長は「理事」の互選で決めるので、監事は互選には加わらない。
4. × 都再法第 27 条第 10 項。

[No. 4]25-35

正解 4

1. × 都再法施行例第 7 条第 2 項より、組合員からの通知がなくとも、理事長が組合員名簿の記載事項の変更を知ったときは、遅滞なく名簿に必要な変更を加えなければならない。
2. × 都再法第 27 条第 6 項、第 8 項より、事業年度ごとに都道府県知事に提出しなければならないものは、総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録である。
3. × 都再法第 24 条第 1 項より、組合員以外の理事を理事長にしてはならないという規定はない。
→理事長は理事の互選により定める＝組合員以外の理事も理事長にできる。
4. ○ 都再法第 25 条第 21 項。

[No. 5]15-32

正解 1

1. × 都再法第 24 条第 1 項の規定より、5 人以上の組合員からの推薦ではなく、特別の事情があるとき。
2. ○ 都再法第 26 条第 1 項、第 3 項。
3. ○ 都再法第 23 条第 2 項。
4. ○ 都再法第 35 条第 1 項、第 2 項。

[No. 6]13-36

正解 1

1. ○ 都再法第 9 条及び第 24 条の規定。
2. × 都再法第 23 条第 2 項の規定により、役員の互選でなく、理事の互選。
3. × 都再法第 28 条の規定により、理事長の氏名等の届出及び公告は、都道府県知事。
4. × 都再法第 26 条第 4 項の規定により、定款でなく政令で定められている。

[No. 7]21-34

正解 2

1. × 都再法第 23 条、第 24 条より、理事は、原則として組合員のうちから総会で選挙によって選出するが、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから総会で選任することができ、理事長は理事の互選によって選ばれるため、理事長が組合員でなければならない。
2. ○ 都再法第 26 条
3. × 都再法第 25 条より、理事はその任期が満了しても、後任の理事が就任するまでの間は、その職務を継続するが、満了後から後任理事が就任するまでの期間は法律で特段の規定はない。
4. × 都再法第 27 条第 8 項より、理事長が、毎事業年度、通常総会の承認を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録を、都道府県知事に提出するのは、総会承認を得た日から 2 週間位内である。

[No. 8]24-33

正解 3

1. ○ 都再法第 10 条。
2. ○ 都再法第 20 条第 1 項。
3. × 都再法施行令第 5 第 1 項より、代表者名等を通知する相手方は市町村長ではなく、組合である。
4. ○ 都再法第 37 条第 1 項。

<参考>都再法施行令

(代表者の選任)

第 5 条 法第 20 条第 2 項の規定により 1 人の組合員とみなされる者は、それぞれのうちから代表者 1 人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を市街地再開発組合（以下「組合」という。）に通知しなければならない。

[No. 9]22-35

正解 2

1. × 都再法第 30 条第一号、第 33 条、同施行令第 20 条第 1 項より総会に関する事項の変更は特別議決ではない。
2. ○ 同法第 30 条第一号、第 33 条、同法施行令第 20 条第 1 項より費用の分担に関する事項の変更は特別議決である。
3. × 同法第 30 条第三号、第 33 条、同法施行令第 20 条第 2 項より事業施行期間に関する事項の変更は特別議決ではない。
4. × 同法第 30 条第三号、第 33 条、同法施行令第 20 条第 2 項より資金計画に関する事項の変更は特別議決ではない。

総会の議決及び特別の議決は全部覚えよう！！

通常議決→総組合員の半数以上の出席と議決権の過半数。

特別議決→総組合員の 2/3 以上の出席と出席組合員の議決権の 2/3 以上（出席宅地所有者及び出席借地権者の議決権のそれぞれの 2/3 以上）の賛成（かつ、賛成した者の所有する地区内の宅地の地積、借地のち席の合計が総地積の合計 2/3 以上であることが必要）

	総 会		総代会
	通常議決	特別議決	
① 定款の変更	・参加組合員	○	
	・費用の分担	○	
	・総代会の新設・廃止	○	
	・理事・監事の選任等	○	
	・その他の事項	○	○
② 事業計画の決定	○		
③ 事業計画の変更	・施行地区の変更	○	
	・工区の新設・廃止	○	
	・その他の事項	○	○
④ 借入金の借入れ等に係る事項	○		○
⑤ 経費の収支予算	○		○
⑥ 組合の負担となるべき契約（予算以外）	○		○
⑦ 賦課金の額及び徴収方法	○		○
⑧ 権利変換計画	○		○
⑨ 事業代行開始の申請		○	
⑩ 第 133 条の管理規約		○	
⑪ 組合の解散		○	
⑫ その他定款で定める事項	○		○

[No. 10]14-36

正解 4

1. ○ 都再法第 31 条第 1 項、第 35 条第 5 項。
2. ○ 都再法第 34 条第 1 項。
3. ○ 都再法第 32 条第 3 項。
4. × 都再法第 43 条第 2 項により、総会の議決が必要である。